

研究活動の不正行為等に関する相談・通報（告発）窓口

大阪体育大学では、研究活動の不正行為等について、大学の内外を問わず誰でも相談・通報（告発）することができる窓口を設置しております。

【相談・通報（告発）窓口】

窓口：大阪体育大学 庶務部

住所：〒590-0496 大阪府泉南郡熊取町朝代台 1-1

電話：072-453-7022（平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:30）

FAX：072-453-8818

電子メール：kenkyu@ouhs.ac.jp

【相談・通報（告発）の方法】

窓口への書面送付、電話、FAX、電子メール、及び面談による相談・通報（告発）を受け付けています。相談・通報（告発）の際には、以下の項目について分かる範囲で具体的にご連絡ください。

「相談・通報（告発）について」

原則として顕名により行われ、不正行為等を行ったとする研究者・研究グループの氏名又は名称、不正行為等の具体的内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付けます。匿名による場合は、相談・通報（告発）の内容に応じ、顕名であった場合に準じた取扱いをすることができるものとします。

「不正行為等の内容について」

- ①ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ②改ざん：研究に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③盗用：他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解を得ず又は適切な表示をすることなく流用すること
- ④その他：研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等
- ⑤研究費の不正使用：架空取引による預け金、カラ出張、カラ謝金等
- ⑥前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

【相談者・通報（告発）者の保護】

公益通報者保護法を遵守し、公益通報者の保護を図ることを目的とする学校法人浪商学園公益通報者保護規程に基づき、相談者・通報（告発）者及び調査協力者に対しては、不利益を受けないよう十分な配慮を行い保護します。

【留意事項】

調査の結果、相談・通報（告発）が虚偽及び、他人を誹謗中傷するもの、悪意に基づくものであることが判明した場合は、相談者・通報（告発）者の氏名公表、処分、民事上又は刑事上の法的措置等、必要な措置を講ずることがあります。